

報道各位

新潟市福祉部障がい福祉課

## 障害者総合支援法に基づく行政処分について

このことについて、下記のとおり、指定の取消処分を行いました。

### 1 対象事業者・事業所等

#### (1) キャンワーク新潟万代

- ・運営法人名：株式会社ソウルメイト
- ・法人所在地：千葉県千葉市中央区問屋町1-55 シーオービル8階B号室
- ・代表者：代表取締役 野口 勇治
- ・事業所所在地：新潟市中央区万代町1-22 風間ビル2階
- ・事業種別：就労継続支援A型

#### (2) キャンワーク万代シティ

- ・運営法人名等：同上
- ・事業所所在地：新潟市中央区万代4-1-6 新潟あおばビル7階
- ・事業種別：就労継続支援A型

### 2 処分理由

- ・運営基準違反【障害者総合支援法第50条第1項第5号】
- ・不正請求【障害者総合支援法第50条第1項第6号】
- ・虚偽報告【障害者総合支援法第50条第1項第7号】
- ・不正の手段による指定【障害者総合支援法第50条第1項第9号】

### 3 不利益処分の原因となる事実

キャンワーク新潟万代・キャンワーク万代シティ

運営基準違反（障害者総合支援法第50条第1項第5号）

- ・就労継続支援A型計画が未作成若しくは作成に係る一連の業務が適切に行われていなかった 等

不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第6号）

- ・就労継続支援A型計画未作成減算を適用せずに訓練等給付費を受領した 等

虚偽報告（障害者総合支援法第50条第1項第7号）

- ・監査におけるヒアリングの際に、事実と異なる資料を提出した 等

不正の手段による指定（障害者総合支援法第50条第1項第9号）

- ・事業所指定時に勤務予定のない人物を届け出て、不正に指定を受けた

#### 4 指定取消年月日

令和8年8月1日

#### 5 行政処分の影響

(1) キャンワーク新潟万代

現在休止中のため、影響なし。

(2) キャンワーク万代シティ

利用者が継続して必要なサービスを利用できるよう、他の事業所等への引継ぎを確実に行うよう当該事業者に指導している。

問合せ先

新潟市福祉部障がい福祉課指定係 野澤

TEL 025-226-1241